

平成26年5月8日

平成26年第1回岬町議会臨時会

第1日会議録

平成26年第1回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成25年5月8日(木)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	(欠員)	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

欠 員 1 名

傍 聴 1 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	水道事業理事	鵜 久 森 敦
		総務部理事兼	
副 町 長	中 口 守 可	財政改革部理事兼	岸 野 行 男
		まちづくり戦略室理事	
教 育 長	笠 間 光 弘	しあわせ創造部理事	串 山 京 子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	保 井 太 郎	都市整備部理事	木 下 研 一
総 務 部 長	古 谷 清	都市整備部理事	家 永 淳
財政改革部長	四至本 直 秀	都市整備部理事	早 野 清 隆
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	会 計 管 理 者	廣 田 節 子

都市整備部長 末原光喜
教育次長 中田道徳
危機管理監 岸本保裕
企画政策監 西啓介

税務課長兼
行革推進課長 澤 憲一

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 谷下泰久
議会事務局主幹 増田 明

○会 期

平成26年5月8日から9日（2日間）

○会議録署名議員

13番 中原 晶 14番 辻下正純

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3 議案第30号	専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）
日程4 議員提出議案第1号	特別委員会の委員定数を改正する件
日程5	議長辞職の件
日程6 選挙第1号	議長の選挙
日程7	副議長辞職の件
日程8 選挙第2号	副議長の選挙
日程9 選任第1号	常任委員会委員の選任
日程10 選任第2号	議会運営委員会委員の選任
日程11 選任第3号	特別委員会委員の選任

日程12	推せん第1号	農業委員会議会選出委員の推せん
日程13	選挙第3号	泉州南消防組合議会議員の選挙
日程14	議案第31号	監査委員の選任について同意を求める件
日程15		総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について
日程16		厚生委員会の閉会中の所管事務調査について
日程17		事業委員会の閉会中の所管事務調査について
日程18		議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成26年第1回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は、10時00分です。

本日の出席議員は13名です。欠席はゼロです。欠員1名であります。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○田島乾正議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

13番中原晶君、14番辻下正純君、以上の2名の方をお願いいたします。

○田島乾正議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月8日から9日までの2日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日5月8日から9日までの2日間に決定しました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さんおはようございます。町長の田代でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、岬町議会臨時会の開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

さて、4月に桜が咲いたころは花冷えと言われたように、屋外で過ごすには少し肌寒かったかなという気持ちでしたが、今では心地のよい気候になってまいりました。

先日のつつじ祭りでは、淡輪の愛宕山を会場として、岬高校の生徒がバンドによるアニメソン

グやロック音楽などをオープニングで披露されました。

私は、ロック音楽になじみは余りありませんが、ステージでの演奏が若者と高齢者の交流の場になって、私も観覧者の皆さんも元気をいただいたことと思います。

町内外から多数の方がおみえになり、つつじの花と美しい大阪湾の風景を眺めておられました。また、つつじ祭りの開催に当たっては、各種団体の皆様がボランティアスタッフを務められ、おもてなしの心をもって観覧者の皆様に接しておられる様子が印象的でありました。この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

このように、つつじ祭りはすばらしい交流のイベントであると改めて感じました。

また淡輪ヨットハーバーで開催された第4回関空一周ヨットレースには、府内をはじめ近畿圏内はもとより、遠くは広島県からの参加者もあり、92艇、約480人の皆さんが淡輪で過ごされました。

私どもの町は、町外から年間約100万人の交流人口がありますが、町の経済を活性化させるためには、町の住民だけではなく、この100万人の訪問者たちに町内で消費をしてもらうことが重要であります。

そのためには、まず、交流人口の増加に向けた取り組みを進めるため、今年度から、観光交流課を設置し、まちの魅力のPRに取り組んでおります。

私をはじめ職員一丸となって、「岬町は、いいまちですよ。ぜひ岬町に来てください。新鮮な海の幸、山の幸などおいしい食事ができますよ。」とPRをしていきたいと思っております。

議員の皆様におかれましても、訪問者が岬町で消費してもらえるように、そして住民の所得がふえ、雇用がふえるように、岬町がよいまちであることをPRしていただければ幸いかなと思っております。

さて、今臨時会には専決処分の承認を求める件及び監査委員の選任について同意を求める件を上程しておりますので、何とぞよろしくご審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○田島乾正議長 町長の挨拶が終わりました。

○田島乾正議長 日程3、議案第30号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程3、議案第30号、専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の裏面をごらんください。

専決処分理由につきましては、「地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）」等が平成26年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されることに伴い、岬町税条例等の一部に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

今回の税条例の改正は、寄附金税額控除の見直し、個人住民税における住宅ローン控除の拡充、地方税に係る延滞金の利率の引き下げ、及び関係法令の一部改正に伴う条項の改正が主な内容となっております。

また、ごらんのとおり、改正した条項が多岐にわたっておりますので、本議案書とあわせて送付させていただいております岬町税条例の一部を改正する条例の概要により、その改正内容を説明させていただきます。

なお、説明に当たりましては、主な改正内容ごとに要点のみを説明させていただき、語句の変更や条項のずれに伴う改正箇所の説明につきましては、省略させていただきたいと考えております。

それでは、岬町税条例等の一部を改正する条例の概要1. 主な改正内容、本則の町民税関係をごらんください。

まず、（1）第23条につきましては、法人税法第2条において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い所要の改正を行ったものでございます。これにより、法人住民税、法人税割の課税標準である法人税額の定義について、内国法人と外国法人の場合に区分し、恒久的施設を有する外国法人の法人税割については、恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額に区分して計算することとなります。

（2）第33条につきましては、第23条において、恒久的施設が定義され、法第23条の号が繰り下げられたことに伴います所要の改正でございます。

（3）第34条の4につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税、法人税割の一部を地方交付税の原資化とするための地方法人税が創設されたことに伴い、法人税割の標準税率及び制限税率を引き下げたことによりまして所要の改正を行

ったものでございます。これに伴い、本町では現行の14.7%を12.1%に引き下げる改正が行われております。

(4) 第48条につきましては、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

(5) 第52条につきましては、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴いまして所要の改正を行ったものでございます。

(6) 附則第4条の2につきましては、租税特別措置法におきまして、認定子ども園の用に供する不動産に係る非課税措置に伴い、対象となる公益法人等となる法人に一定の要件を満たす法人が追加されたことに伴いまして、所要の改正を行ったものでございます。

(7) 附則第7条の4につきましては、附則第20条の2を附則第20条へ繰り上げたことに伴いまして所要の改正を行ったものでございます。

(8) 附則第8条につきましては、地方税法の改正にあわせまして肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年延長するものでございます。

(9) 附則第17条の2につきましても、地方税法の改正にあわせまして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。

(10) 附則第19条につきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定の根拠条文の明確化を図るために所要の改正を行ったものでございます。

(11) 附則第19条の2につきましても、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例の根拠条文の明確化を図るため、所要の改正を行ったものでございます。

(12) 附則第19条の3につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について、地方税法の改正に伴いまして所要の改正を行ったものでございます。

次に、(13) 関係条項の削除をごらんください。

①の附則第6条、附則第6条の2及び附則第6条の3につきましては、地方税法でその内容を規定し、その取り扱い細目を条例で定めておりましたが、今般の地方税法の一部改正を踏まえまして、条例で規定すべき内容や必要性を精査し、重複する条文を削除したものでございます。

②の附則第22条、附則第22条の2及び附則第23条の改正につきましては、東日本大震災に係る特例について、条例の性格性を踏まえ、必ず条例によって定めなければならない事項の除き、規定を削除するものでございます。

(14) 附則第25条につきましては、第23条及び第24条が削除されたことに伴い、同条

を附則第23条に繰り上げるものとさせていただきます。

続きまして、固定資産税関係について説明させていただきます。

(15) 附則第10条の2につきましては、わがまち特例の対象となる資産に係る課税標準の特例措置について、地方税法の改正に伴い、第1項から第3項までを追加しております。内容といたしましては、公害防止のために設置された一定の施設等に係る課税標準の特例措置について、対象資産の一部を見直した上で、わがまち特例方式を導入したことによるものとさせていただきます。

次に、第4項から第6項までの改正につきましては、第1項から第3項の追加によりそれぞれの項を繰り下げるものとさせていただきます。

次に、第7項は水防法の改正により地下街等において義務づけられた浸水防止用設備について、わがまち特例方式を導入した上で、課税標準の特例措置を講ずるものです。

なお、本町におきましては該当する設備はございません。

次に、第8項はフロン類の排出抑制のために自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵機器のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得されたものについて、わがまち特例方式を導入した上で課税標準の特例措置を講ずるものです。

(16) 附則第10条の3第9項につきましては、改正耐震改修促進法に基づき、耐震診断を義務づけられた病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する大規模な建築物等や避難路に敷地が接する建築物または防災拠点となる建築物のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震改修工事を実施したものに係る申告の手續を規定したものとさせていただきます。

(17) 附則第21条につきましては、公益法人の制度改革により、民法法人が一般社団・財団法人に移行するための期間が満了したことに伴い、移行一般社団・財団法人が設置する施設の非課税措置が廃止されたことにより、申告に係る規定を削除されたものとさせていただきます。

次に、(18) 法改正に伴い、引用条項を改めるものについてをごらんください。

①では、法第348条第2項第10号の7が同項第10号の9へ繰り下げられたことに伴い、条例第57条及び第59条においても同法を引用している箇所を改めたものとさせていただきます。

また、②では法附則第41条第15項が、同条第9項へ繰り上げられたことに伴い、附則第21条の2において同法を引用している箇所を改めたものとさせていただきます。

(19) 附則第24条につきましては、附則第22条、第23条が削除されたことに伴い、同条を附則第22条に繰り上げるものとさせていただきます。

続きまして、軽自動車税関係についてご説明させていただきます。

(20) 第82条につきましては、軽自動車税の税率の改正を行っております。

①では、原動機付自転車の税率表をごらんいただきたいと思います。

内容といたしましては、平成27年度から原動機付自転車の標準税率を原則1.5倍、ただし1.5倍にしても2,000円に満たない場合につきましては、2,000円に引き上げるものがございます。

続きまして、軽自動車及び小型特殊自動車の税率表をごらんください。

軽自動車及び小型特殊自動車の標準税率につきましては、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引き上げるものがございます。

なお、軽自動車の項の中ほどの三輪及び四輪以上のものにつきましては、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けるものから新税率が適用されることとなります。

③二輪の小型自動車の税率表をごらんください。

二輪の小型自動車の標準税率につきましては、現行4,000円のところを1.5倍の6,000円とするものがございます。

(21) 附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の税率の重課について改正を行っております。

軽自動車税におきましても、クリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して、14年を経過した月の属する年度以降、三輪及び四輪以上の軽自動車に対し標準税率のおおむね20%の重課を導入するというものがございます。

次に、2の附則をごらんください。

(1) 第4条では軽自動車税に関する経過措置について定めております。軽自動車税の税率引き上げの適用区分と経過措置について、改正後の条例第82条は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものとするものがございます。

(2) 第5条では、経年車の重課の経過措置について定めております。

①の第1項は、軽自動車税に係る経年車の重課の適用区分について、改正後の条例附則第16条は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用するというものがございます。

②第2項は、平成15年10月14日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車については、初めて車両番号の指定を受けた月のデータがないため、経年車の重課の規定を適用する際、期間計算の起算点を「初めて車両番号の指定を受けた月」ではなく、「初めて車両番号の指定を受けた年の12月」とするものがございます。

(3) 第6条は、既存車に係る軽自動車税の税率の引き上げの経過措置等について定めており

ます。平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車につきましては、軽自動車税の税率を本改正前の税率とするほか、経年車の重課等について所要の措置を講ずるものとするものでございます。

以上、専決処分といたしました岬町税条例等の一部を改正する条例の改正内容についてご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○田島乾正議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君。賛成討論ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 本件については、軽自動車税の税率引き上げが含まれており、住民負担をふやすことから賛同できないと考えるものであります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

賛成討論、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、議案第30号「専決処分の承認を求める件（岬町税条例等の一部改正）」を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○田島乾正議長 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○田島乾正議長 日程4、議員提出議案第1号「特別委員会の委員定数を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。議会議員、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、特別委員会の委員定数を改正する件を、地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、竹原伸晃。

賛成者は次のとおり。

岬町議会議員、出口 実。

以上であります。

提案理由は、他の特別委員会の定数との均衡を図るため、委員定数の改正を行うものであります。

議案書の裏面をご参照願います。

現在、特別委員会は岬町議会に4つございます。空港対策・企業誘致特別委員会は7人の定数、第二阪和国道建設促進特別委員会も7人の定数、行財政改革特別委員会は14人の定数、深日港活性化特別委員会は14人の定数として成り立っております。

本日の提案は、この特別委員会のうち、特別委員会条例第5条の規定により設置した特別委員会の委員定数を次のとおり改めるものであります。

特別委員会の名称は、行財政改革特別委員会及び深日港活性化特別委員会の委員定数をそれぞれ14名から7名に改めるものであります。

定数の均衡を図るということを提案させていただいておりますが、14名の委員から7名の委員になり、意見、質疑等が減るのではないかとこの考えもでございます。

私が考えるには、7名にすることにより、逆に特別委員会の各委員が専門性を持って意見を述べられるのではないかと、内容の濃い議論ができるのではないかと考えるのも理由であります。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○田島乾正議長 これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。竹内邦博君。

○竹内邦博議員 今、竹原議員のほうから議員提案がなされたことです。悪いことではないとは思っているんですけども、なぜこの時期に委員会定数を改正するのかという意味がわからない

というのが一つと、この行財政改革委員会というのは、私が当選した3年前から14名という形でずっと来ていることなんですね。なぜ、今さら改正せないかんのかということ。

また深日港活性化特別委員会、これも、去年でしたか、和田勝弘元議員が深日港の活性化をやりたいということで立ち上げた。これも、本来ならそのときに、今までやっていいものを皆さんの意見を聞きたいということで14名全員で決めたということを勘案すると、もう1年このまま14名でいって、来年度、改選のときに改めて委員定数を改正すればいいなと私は思っております。なぜ、この時期にせないかんのかの理由だけ教えてください。

○田島乾正議長 ただいま、竹内議員から時期的な、なぜこの時期と、意味がわからないと。先ほど提案理由を述べたんですけれど、それ以外にも何かそういう提案的な意見がございましたら述べていただきたいと思います。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 時期につきまして、回答いたしたいと思います。

私自身、委員として行財政改革特別委員会並びに深日港活性化特別委員会に所属しており、審議に加わりたく一生懸命勉強しておる中で、行財政改革特別委員会につきまして、議論の内容が大分進んできておる中、行財政改革については中身が大体公共施設のあり方というところにシフトしつつあるのかなというところで、やはり、これも先ほどの提案理由の一つとして専門性を持たせるというところで、行財政改革特別委員会、全員いてましたら、やはり人任せなところもあつたりとかするところもあるのかなという雰囲気もありますし、専門性を持たせて取り組めるのは7名でいいのではないかという判断もあります。

深日港の委員会につきましては、委員会自体が開催されないといったこともあります。事務的にはもうちょっと開催したいなと。もっと委員長にお願いしたらよかったなと思いつつ、やはり、これも今現在、進んでおる国土交通省とのやりとりの中で運用を図る、町のほうと国のほうで協定も結ばれておる中で、まだまだ議会として動かなあかんことがいっぱいあるのではないかと、これもやはり専門性が必要ではないかというふうな考えもございます。

時期が今になって、あと、改選まで1年ということですが、何事も先送りにするのではなしに、疑問に思ったら提案するというのが私の所属している会派の考え方でございまして、疑問に思ったら即行動するといった考えのもと提出させていただいておりますので、後ろ向きではなしに、前向きにもっと活性化するために提案させていただいております。

○田島乾正議長 竹内邦博君。

○竹内邦博議員 今、答えとして聞かせていただいてありがとうございます。

なぜ私がそういうことを言うかということ、いつも空港対策・企業誘致、これの委員会、また第

二阪和国道建設促進委員会、この委員会があったときも、ほぼ用事のない方以外は、全員が出席しているんですよ。

それはなぜかと言うたら、やはり、全員でこの問題がどうなんか、ああなんかという、やっぱり一つ聞きたいと、また知りたいと。有権者に聞かれると答えが出ない。だから、その委員会も出てきているんですよ。

なのに、その行財政改革特別委員会を全員でやって、確かに7名が悪いとは言わないですけど、私が思うのは、やはり、もうここまで来たんであれば、あと1年全員でやればいいなと思います。そういう意見です。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。道工晴久君。

○道工晴久議員 今、竹内議員もおっしゃってはるんですが、そもそもこの二つの委員会を立ち上げたときの様子といいますか、やっぱり、特に行財政改革につきましては、みんなで一つ知恵出し合おうやないか、そして協力していこうやないかと、こういう観点から14名全員でということで決めたと思います。

深日港も同じですわ。できるだけ早く、和田勝弘元議員が一生懸命やっておられて、一刻も早く前進させたいということで、みんなで一つこのことについて協力して進めていこうと、こういうことでやってきたと思うんですね。

それで、今、竹内議員もいみじくもおっしゃってますけれども、私も定数の問題はやはり时期的なこともございますし、今の議員さんの意見を私もこの休憩時間中に聞かせていただくと、できるだけ委員会に出ているような意見を言いたいと。7人に絞られてしまうと意見が言えない、こういうことも申されておりますし、行財政改革も大分進んでまいりましたが、もう1年間このままでやって、改善を定数についてももう一度ご審議いただくほうがいいのではないかと考えます。

竹原議員の思いも、私も持つておる部分は持つておりますけれども、特に深日港の問題なんかは同じ会派からこの問題が出てきたこともございますし、その点は会派としてもう考えが変わられたのかどうか、その辺だけ確認したいと思います。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 道工議員からの質問に答えたいと思います。

深日港活性化特別委員会、確かに8番の議席の和田元議員から提案されて、克明に覚えております。和田委員長、鍛冶副委員長という体制で、淡路島にも行き、活動はしておりました。

また、和田元議員さんの活動により頻繁に委員会が開催されておるのも出席させていただいて意見も多数述べさせていただいておる中で、いいことだなと思っておりました。

しかしながら、見てもらったらわかるとおり、現在、深日港活性化特別委員会というところが、私の見る目によってはなかなか進んでいないのではないかというふうな考えがございます。どのようにして委員会自体が活性化するかというところで、いろいろ考えている中で、やはり、7名にすることによって研修なり、また活動なりが小さな単位で小回りが効くようにできるのではないかと考えた考えでございます。

14人で立ち上げたこともよかったなと思いますし、また、現在の状況にあわせて7名でしたらどうかというのが会派の中で検討している中で決めたことですので、その点、皆さんのいろいろな意見ございますけれども、ご判断に任せたいと思っております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 十分意見は聞かせていただきました。

ただ、深日港の問題も停滞しているわけではなく、町長も一生懸命トップセールスをやっているだけであります。

これからが正念場やと思っておりますので、一つその辺を十分皆理解した上で考えていただきたいなと思います。

○田島乾正議長 他に質疑。鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 深日港の、和田元委員長の後を受けて私やったんですけれども、先ほどの竹原議員の答弁では、余り活発にしてないという意見が出ましたけれども、とんでもないことです。ちゃんと質疑に応じてやっていますし、来年か、新年度では海和歌丸ですか見学をせないかなという考えでございましたけれども、先ほど、そういうことでちょっとありましたので、活発にしてないことはないです。それだけ言っておきます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 発言を訂正させていただこうと思います。活発にしてないと申しましたが、そうではなくて、目に見えてないというところがございまして、私の勉強不足なところもあるんですけれども、その点、訂正させていただきたいと思います。

○田島乾正議長 ただいま、提案者から言葉の表現等について、訂正方の申し入れがございましたので、その点についてご了解願いたいと思います。

そういう訂正でよろしいですね。

○竹原伸晃議員 はい。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。川端啓子君。

○川端啓子議員 先ほどから皆さんが言われていますように、私も別に、来年、あと1年間で改選

時を迎えるこのときに当たって、あえてこうして委員会を縮小すると言ったらいいんか、そういうことをなぜ出すのかなど、それはもう答えられたから答えは要りませんけれども。こういうことはやっぱり来年きちっと新しいメンバーが入ってきたときに、またもう一度、再度考えるべきものだと私はそういうふうに捉えています。

でも、竹原議員は会派で考えて、即提案して、早いこと早いことと思うから提案されたんやろうけれども、そんな別に会派だけのこれは特別委員会違うし、議員14人、今まあ13人かな、の特別委員会やしね。

そやから、やっぱりどうしてほかの議員にも聞いて、ほかの議員にも関することやから、どうしてみんなの意見を聞いてしっかりまず議論をしてからこれを提案しようと思わへんかったんかということの一つ思いますね。

その辺のご配慮がいつもと言ったら悪いですけど、前にもこういうことがあったなど、先ほど私、議論のときに思ったんですね。

だから、その辺をどうして、やっぱりほかの議員の皆さん、これについては、やっぱり皆の協力も得ないと、これ委員会できないんですからね、そういうところを一つ聞きたいということと、それとあと、特にどの委員会も皆大事ですけども、特にこの行財政改革特別委員会につきましては平成27年度というのを一つのめどにして行革をやっていこうと、特別委員会でそれについては議員皆入ってもらって、何とか岬町をきちっとできるようにということで、また、議会のほうもそれにあわせて議員の報酬カット、15%カットも平成27年度までやっていこうということでもって取り組んでいる委員会です。

それを、どうしてあと改選まで1年、平成27年度までは2年というこのときにあって、半減しようというのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 2点あったと思います。

配慮が足りないといったご質問ですけども、実際、私自身も急に出したのも急に出したんですが、何も調べずに出したのではございません。

やはり、各議員さんにちらほらと、それとなく聞いて、そういう意見も多いなと判断させてもらっていることもございます。

それで可決できるかできないかは議員として議案を提出して賛否をとるといったことですので、急に出したというふうにはとられるとは思いますがけれども、以前から懸案としてあったという面もございますので、回答とさせていただきます。ありがとうございます。

また、行財政改革委員会の定数の件ですけれども、提案理由の中で特別委員会の定数の均衡を図るためとなっておりますけれども、やはり中身も、審議する中身ですね、自分が議員としてここに初めて来たときには、物すごい資料の中で、細部にわたって評価をして、お金の流れはこうなるということをぱっと、いろんな項目がございました。

先日の行財政改革特別委員会、前回のときに参加させていただいたとおり、これからの行財政改革特別委員会は公共施設のあり方について主に審議していくのかなともとられます。それだけではないと思うんですけれど、そうすると、やはり、専門性が必要だというふうにも判断しております。

多くの目で見えるのも一つの考え方ですけれども、やはり、詳しく調べる、7人の委員でじっくりと腰を落ちつけて審議するのも一つかなと判断しておりましたので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

○田島乾正議長 他に。川端啓子君。

○川端啓子議員 納得いかんかったら反対したらいいんかしらんけど、やっぱり、納得いくもいかんも、しっかり議論した上で、やっぱり私は反対ですっていう、それだけのしっかり議論、3回の質問の中の議論でなくて、そのために議員懇談会というのも開かれるんやから、全員協議会でなくて全員懇談会も開かれるんやから、これ議論しましょうって、そういうこと、一回も私ら、そういう話があったとは私は聞いていませんし、私、見たら、来て、きのうあした議運するよってに議運のメンバー9時半に集合してくださいって連絡聞いて、そのときにちょっと局長のほうから内容を聞いて、きょうです。

そやから、やっぱりその辺を、竹原議員はわずか、今13名、定数14名でもって何とか選挙もみんなでもって岬町をよくしていこうと思うんだったら、やっぱりその辺はこれから、今後においてもう少し考えを改めてほしいと思います。これは要望としておきます。

○田島乾正議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

○中原 晶議員 そうですね。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 先ほどの質疑を聞かせていただいております、私が聞きたかったことは皆さん

からおっしゃっていただきましたので重ねて問うことは控えましたけれども、反対という立場の場で討論に参加するわけですが、大きくはやはり二つの点で賛同、この時点での賛同はいかがかという立場をとりたいと思います。

一つは、議会として、やはり徹底審議を保証すると、多様な角度からの検討が必要であると、これは何事においてもそういうふうに考えますけれども、そういう意味においては、特別委員会の委員の定数を減らすということになりますと、考える脳みそも見る目も減ってしまうわけですから、私はもしも減らすとしたら、ほかの委員会の委員と数を合わせるという、そういう単純な論理ではいけないと思いますので、やはり、単純な考えかもわかりませんが、審議にかかわる委員数は多いほうがよいというのが私の基本的な考え方であります。

それからもう一つですが、議会運営のあり方の問題が一つ気がかりな点として賛同できない大きな理由であります。

議会というのはさまざまな立場の議員の寄せ集めといえましょうけれども、議会運営にかかわる問題でありますから、やはり、議会内での丁寧な協議と調整、また徹底審議ができる条件を議会として整えるということは当然の責務でありまして、今回、先ほど川端議員のほうからご指摘ありましたけれども、5月7日に議長に提出をされて、本日、熟慮する時間、十分な時間もなく、こうして議決しなければならないという、その運びそのものについて、やはり丁寧さに欠くんではないかなと、議会として議会のルールを決めていくに当たって、こういった短期間で行うということについてよくないのではないかなと思いますので、その二つにおいて大きく賛同できないという立場を申し上げたいと思います。

それから、先ほどの質疑の中で、行財政改革特別委員会について審議が進み、公共施設のあり方の問題に現時点ではシフトしていると、現時点では確かにそうですけれども、行財政改革は非常に多岐に及ぶ分野についての審議が必要な委員会でありますから、現時点では確かに公共施設のあり方に重点が置かれていると、そういう時期ではあるかも知れませんが、そのことを理由に14人の委員を7人に減らすという妥当性は私はないと思います。

また、今後、広い領域にわたって議員全員で検討していく必要がある委員会であると思いますので、委員数を減らすということについては十分な検討が必要であると考えます。

それから、もう少し申し上げておきたいんですけれども、先ほど質疑の中で、提案者をご答弁される中で、人数について、全員での審議は「人任せ」的になるのではないかと、これは疑義という形でおっしゃっておられますけれども、私は人数が何人であれ、全力投球で研究もし、審議にも当たっているつもりでありますので、ほかの議員の皆さんにおかれてもそれは同様だと思う

んですね。

提案者はそうではないかという角度からのご発言でありましたので、断定的な言い方ではありませんけれども、そこについてはお考えをぜひこの機会に改めていただきたい、そのことは勧告しておきたいと思います。

それから、もう1点、議会運営にかかわることですが、議場に入ってきたときに、選任第3号の新しい書面が配付をされておりました。これは差しかえということに当たるのか、ちょっとこの点については、書面配付に当たっては丁寧に議会運営上の問題でありますから厳正に行われるようにしていくべきだということもこの場で、これは本題ではありませんけれども、発言させていただく機会がありましたので、申し上げるところであります。

以上のような理由から、賛同はできないと考える立場であります。

○田島乾正議長 中原 晶君の反対討論が終わりました。

賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なしと認めます。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○田島乾正議長 なしと認めます。

これで討論を打ち切ります。

ちょっと1点だけ、提案者に申し添えておきます。

先ほど、中原議員から提案の説明の中で、「人任せ」という部分について勧告いただいているんですけども、何かそのまま勧告を受けとめますか、いかがしますか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 よろしいですか・・・

○田島乾正議長 ただ、勧告を受けているので、勧告に対する、一応、討論終結しましたので、今。表現の部分について勧告しているんですよ。この部分に対して弁明がないんですか。あると思いますよ。

もうよろしいか。

○竹原伸晃議員 はい。

○田島乾正議長 そしたら、また後刻、請求しますわ。

日程4、議員提出議案第1号「特別委員会の委員定数を改正する件」を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○田島乾正議長 起立少数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり否決することに決定いたしました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

なお、引き続き全員懇談会を開催したいと思います。

第2委員会室で開催しますが、時間につきましては11時10分に開会いたします。

理事者については、古谷総務部長の出席をお願いします。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に入る前に、1点だけご報告したいと思います。

先ほどの討論の中で、提案者の竹原議員が「人任せ」という一部分について、中原議員がそういう苦言を呈する勧告を發したんですけれども、これは、やはり提案者に対する名誉のこともございますので、そして、その当時、討論中ということで各議員さんからの指摘があり、それはその分について私はそのまま続行しませんでしたけれども、あとで再確認しましたら、私は討論を終結しますと、終結宣言をした後、竹原議員にそういう勧告を受けますかという運営をしたんですけれども、この部分について、一旦討論を打ち切って、そして勧告に対する提案者に勧告を受けとめますかということを言うとするんですけれども、その確認をしたいと思います。

それ、私から言ったら誤解がございますので、事務局長のほうから朗読をさせます。谷下事務局長。

○谷下事務局長 先ほどの件でございますが、録音で確認をさせていただきました。討論を終結した後、弁明の機会をとということで発言あったということで確認はできております。

○田島乾正議長 ということで、運営上、何ら問題ないように解釈しておりますので、先ほどの勧

告に対して、竹原議員は受けとめますか。どうしますか。弁明いたしますか。竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 結論から申しますと、ちょっと弁明といいますか、勧告の内容について弁明しておきたいと思います。

中原議員さんのほうから「人任せ」というところを取り上げていただいたんですけども、話の流れの中で「人任せ」になりつつあるとかいうふうな表現だったように思いますので、その辺、自分も一回テープを確認したいなとは思っていたんですけども、時間的余裕がないために確認はできてないんですが、思いは14人から7人になるという話の中で、14人が「人任せ」であると言い切ったわけではなしに、気持ちがそういうふうになるのではないかと、断定したわけではないので、その辺ご理解いただきたいなと思うところであります。

○田島乾正議長 今、竹原議員から弁明じゃなしに、そういう意味合いで申し述べたということですので、中原議員さんいかがですか、勧告について。中原 晶君。

○中原 晶議員 私は、そうなるのではないかなという、断定的でない言い方をされていましてからということで申し上げたところですけども、もしも、そういうお考えがあったら、ぜひ、それは改めていただきたいと、私は、自分は決して徹底審議をおろそかにする立場ではないということをはっきりと申し上げるところですし、ほかの議員の皆さんについてもそうであろうと考えていますので、私は、もしもそうなるのではないかと不安をお感じでしたら、ぜひ、その考えは捨てていただきたいと、これは私からのお願いといいますか、そうであっていただきたいという思いでありますので、私は言いたいことは言わせていただきましたので、そして、今、竹原議員のほうからもお考えをお聞きしたところでありますので、聞きおきたいというふうに思います。

○田島乾正議長 わかりました。そしたら、双方、ご理解いただいたということで、そういう処理をさせていただきたいと思います。

○道工晴久副議長 それでは、日程5及び日程6について、私が議長の職務を行います。よろしくお願いたします。

日程5、「議長辞職」の件を議題といたします。

議長の田島乾正君から議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、田島乾正君の退場を求めます。

(田島乾正議長 退場)

○道工晴久副議長 提出されております辞職願を朗読いたします。

平成26年5月8日

岬町議会副議長殿

岬町議会議長 田島乾正

「辞職願」

このたび、都合により岬町議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

お諮りいたします。

田島乾正君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久副議長 異議なしと認めます。

よって、田島乾正君の議長の辞職を許可することに決定しました。

田島乾正君の入場を求めます。

(田島乾正議長 入場)

○道工晴久副議長 ただいま、田島乾正君の議長の辞職が許可されましたので、報告します。

○道工晴久副議長 日程6、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○道工晴久副議長 ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に15番反保多喜男君、1番川端啓子君、2番鍛冶末雄君を指名します。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げておきます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○道工晴久副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○道工晴久副議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票を願います。

(投票)

○道工晴久副議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

反保多喜男君、川端啓子君、鍛冶末雄君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○道工晴久副議長 選挙の結果を報告します。

投票総数13票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、有効投票12票、無効投票1票です。うち、白票1票でございます。

有効投票のうち、奥野 学君9票、出口 実君3票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、奥野 学君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○道工晴久副議長 ただいま議長に当選されました奥野 学君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

本来は、議長に当選されました奥野 学君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところですが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

新議長が決まりましたので、私の役目も終わります。

奥野 学議長、議席にお着き願います。

(奥野 学議長 議長席に着席)

○奥野 学議長 それでは、挨拶は後ほどということになっておりますので、議事を進めさせていただきます。

議事日程について、配付しております議事日程表のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議事日程は議事日程表のとおりとします。

○奥野 学議長 日程7、「副議長辞職」の件を議題とします。

副議長の道工晴久君から副議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、道工晴久君の退場を求めます。

(道工晴久副議長 退場)

○奥野 学議長 提出されております辞職願を朗読します。

平成26年5月8日

岬町議会議長殿

岬町議会副議長 道工晴久

「辞職願」

このたび、都合により岬町議会副議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

お諮りいたします。

道工晴久君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、道工晴久君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

道工晴久君の入場を求めます。

(道工晴久副議長 入場)

○奥野 学議長 ただいま、道工晴久君の副議長の辞職が許可されましたので、報告します。

○道工晴久副議長 日程8、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○奥野 学議長 ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番田島乾正君、6番竹内邦博君、7番小川日出夫君を指名いたします。

投票は単記無記名です。

また、得票数が同数の場合は、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定により、当選者はくじで決めることになっておりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○奥野 学議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○奥野 学議長 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

議席番号順に投票を願います。

(投票)

○奥野 学議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。

田島乾正君、竹内邦博君、小川日出夫君、立ち会いをお願いします。

(開票)

○奥野 学議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 13 票。これは、先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち、有効投票 12 票、無効投票 1 票です。うち、白票 1 票です。

有効投票のうち、小川日出夫君 9 票、竹原伸晃君 2 票、出口 実君 1 票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。よって、小川日出夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○奥野 学議長 ただいま副議長に当選されました小川日出夫君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知をします。

本来なら、副議長に当選されました小川日出夫君のご承諾があったものとしてご挨拶をお受けするところではありますが、申し合わせにより、議会役員が全て決定した後ということでご了承願います。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。

なお、全員懇談会を 13 時 00 分から第 2 委員会室で開催します。

理事者については、古谷総務部長の出席をお願いします。

(午後 0 時 00 分休憩)

(午後 3 時 43 分再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

始める前に、末原部長が公務で早退届が出ておりますので、ご報告いたします。

お諮りします。

日程 9、選任第 1 号「常任委員会委員の選任」から日程 10、選任第 2 号「議会運営委員会委員の選任」、日程 11、選任第 3 号「特別委員会委員の選任」までの 3 件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程9、日程10及び日程11の3件を一括議題とします。

常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員の指名については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しました名簿のとおり、それぞれの委員に選任することに決定しました。

各委員会の委員が選任されましたので、それぞれの委員会の委員長及び副委員長が互選されるわけですが、ただいまより暫時休憩したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(午後3時45分休憩)

(午後3時46分再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各委員会が開催され、それぞれの正・副委員長が互選されましたので、お手元に配付しました名簿をもって報告とさせていただきます。

○奥野 学議長 日程12、推せん第1号「農業委員会委員の推せん」を議題とします。

農業委員会議会選出委員の指名については、私から指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、豊国秀行君の退場を求めます。

(豊国秀行議員 退場)

○奥野 学議長 それでは、指名させていただきます。

農業委員会委員に豊国秀行君を推せんしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員に豊国秀行君を推せんすることに決定しました。

豊国秀行君の入場を求めます。

(豊国秀行農業委員 入場)

○奥野 学議長 ただいま、豊国秀行君を農業委員会委員に推せんすることに決定しましたのでご報告いたします。

○奥野 学議長 日程13、選挙第3号「泉州南消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

指名については、私から指名したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、私から指名することに決定しました。

泉州南消防組合議会議員に、総務文教委員会委員長の道工晴久君、議長の私、奥野 学を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました、道工晴久君と奥野 学を当選者と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました道工晴久君と奥野 学が、泉州南消防組合議会議員に当選されました。

ただいま泉州南消防組合議会議員に当選されました2名が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

私のほか道工晴久君、よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 日程14、議案第31号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、竹内邦博君の退場を求めます。

(竹内邦博議員 退場)

○奥野 学議長 本件について提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程14、議案第31号、監査委員の選任について同意を求める件につきましてご説明を申し上げます。

提案理由といたしまして、議会議員から選任の豊国秀行氏が監査委員を退任されたので、竹内邦博氏を監査委員に選任したく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、討論を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより、議案第31号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。
本件はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○奥野 学議長 起立満場一致であります。

よって、議案第31号はこれに同意することに決定しました。
竹内邦博君の入場を求めます。

(竹内邦博監査委員 入場)

○奥野 学議長 ただいま、監査委員の選任同意が可決されましたのでご報告いたします。

○奥野 学議長 お諮りします。

日程15の議題に入る前に、議案の訂正がございます。

先ほどお配りしました総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について、1、調査事項の中で誤りがありました。

誤りの部分は「総務企画部」とありました部分で、正しくは「まちづくり戦略室・総務部」となります。この場で訂正していただき、改めて正しいものを配付させていただきますので、よろしくお願いたします。

お諮りします。

日程15「総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について」から日程16「厚生委員会の閉会中の所管事務調査について」、日程17「事業委員会の閉会中の所管事務調査について」及び日程18「議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について」までの4件について一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、日程15から日程18までの4件は一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付しております申出書のとおり、3常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、それぞれの所管事務について閉会中の継続審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。

3 常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、それぞれ閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、全ての委員会構成が成立いたしました。

それでは、僭越ですが、新役員を代表して私のほうからご挨拶を申し上げたいと思いますので、降壇をお許してください。

三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは演壇の前へお願いいたします。

(議長 降壇)

○奥野 学議長 先ほどの選挙におきまして、46代目でございます議長に皆さん方から推せんをいただきました奥野でございます。1年間どうかよろしくお願いいたします。

前に並んでおられる皆さん、改めてご紹介いたします。

隣の小川副議長でございます。

○小川日出夫副議長 よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 竹内監査委員でございます。

○竹内邦博監査委員 よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 三常任委員長で、総務文教の道工議員でございます。

○道工総務文教委員長 よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 続きまして、厚生委員長の川端議員でございます。

○川端厚生委員長 よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 続いて、事業委員長の豊国議員でございます。

○豊国秀行事業委員長 よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 議会運営委員会の前議長の田島議員でございます。

○田島乾正議会運営委員長 どうかよろしく申し上げます。

私、任期の最終年度に当たりますけれども、先ほども申し上げたように、開かれた住民の皆さんの議会運営もしくは我々議員の活性化のために1年間、最後の任期の1年でございますが、全力で務めさせていただきたく思いますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

(拍手)

○奥野 学議長 ありがとうございます。

(議長席、各議席へ戻る)

○奥野 学議長 それでは、1年間、ご苦勞されました前三役、各常任委員長、議会運営委員長さんは檀上のほうへお並び願います。

前役員を代表して、田島乾正前議長からご挨拶をお願いいたします。

(前役員、演壇に立つ)

○田島乾正前議長 私は、本日をもって議長の職を辞することになりましたが、現役当時は大変七役さん、並びに各委員の皆さんに協力をいただいた点については、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

しかしながら、まだまだ私が思うには、やはり議会運営等については精いっぱいやり遂げたという思いは持っておりません。

そういうことで、また新議長にきょうから引き継ぎますが、やはり住民の民意の反映、そして岬町の発展のために、やはり議会というよりも岬町の発展に両輪のごとくやはり、これから皆さん知恵を出して頑張ってください、岬町の発展のために十分お願いを申し上げまして、やはり両輪ですので、手を差し伸べて、足を引っ張ることなく、これから岬町の発展のために両輪のごとく議会として頑張ってくださいたいなど。これは新議長に一つ申し入れておきたいと、かように思っています。

長い間、ありがとうございます。

○奥野 学議長 ご苦勞さまでした。

(拍手)

(各議席へ戻る)

○奥野 学議長 前役員の皆さん、1年間本当にご苦勞さまでございました。

お諮りします。

以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これをもって、平成26年第1回岬町議会臨時会を閉会します。

長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

(午後 4時01分 延会)

以上の記録が本町議会第1回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年5月8日

岬町議会

議 長 奥 野 学

前 議 長 田 島 乾 正

議 員 中 原 晶

議 員 辻 下 正 純